

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>参考：圏域レベルでの一体的な都市計画の必要性</p> <p>(図) ▲ 4 圏域の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「那珂川市」</u> ・<u>久留米市田主丸地区、城島地区を非線引き都市計画区域に着色</u> 	<p>参考：圏域レベルでの一体的な都市計画の必要性</p> <p>(図) ▲ 4 圏域の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「那珂川町」</u>
<p>1. 圏域の現状と課題</p> <p>(1) 福岡都市圏の現状</p> <p>1) 人口</p> <p>福岡都市圏は、全国的な人口減少が始まっている中で、現在も人口が増加している地域です。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来人口推計（平成<u>30</u>年<u>3</u>月）によると、本計画の目標年次である<u>令和17</u>年の福岡都市圏の人口は、約<u>271</u>万人で、今後も人口の増加が見込まれています。（※現在の福岡都市圏人口 約<u>259</u>万人[平成<u>27</u>年国勢調査]）</p> <p>3) 広域的位置づけ</p> <p>本圏域は、福岡市とこれを取り巻く近隣の筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、朝倉市、<u>那珂川市</u>、糟屋郡、朝倉郡の日常生活圏により構成されており、広域的には、北九州、久留米、飯塚等と放射環状型の連携軸でネットワークを形成しています。</p>	<p>1. 圏域の現状と課題</p> <p>(1) 福岡都市圏の現状</p> <p>1) 人口</p> <p>福岡都市圏は、全国的な人口減少が始まっている中で、現在も人口が増加している地域です。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来人口推計（平成<u>24</u>年<u>1</u>月）によると、本計画の目標年次である<u>平成42</u>年の福岡都市圏の人口は、約<u>251</u>万人で、今後も人口の増加が見込まれています。</p> <p>（※現在の福岡都市圏人口 約<u>239</u>万人[平成<u>22</u>年国勢調査]）</p> <p>3) 広域的位置づけ</p> <p>本圏域は、福岡市とこれを取り巻く近隣の筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、朝倉市、<u>筑紫郡</u>、糟屋郡、朝倉郡の日常生活圏により構成されており、広域的には、北九州、久留米、飯塚等と放射環状型の連携軸でネットワークを形成しています。</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>(2) 福岡都市圏の課題</p> <p>1) 県に共通する課題</p> <p>○人口減少への対応</p> <p>本県の人口については、近い将来、減少に転じることが予測されており、地域ごとでは、既に人口減少が始まっている地域が多く見られます。</p> <p>これにより、郊外部では空き家・空き地の増加による防犯性や市街地環境の悪化、公共交通や生活利便施設の撤退などが進み、生活環境が大きく悪化していくことが懸念されます。</p> <p>また、都市の中心部においても、小さな敷地単位で空き店舗や空き地等が散発的に発生する「都市のスponジ化」が進行し、必要な生活サービス施設が失われるなど、生活利便性の低下や、日常的な管理が行われていない土地・建物が増えることによる治安・景観の悪化などが懸念されます。</p> <p>○個性を生かした都市づくりへの対応</p> <p>景観法の施行を契機として、多くの市町村が景観行政団体として景観誘導の取組を進めています。また、世界遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の活用など、地域の個性を生かした都市づくりを進めていくことが求められています。</p>	<p>(2) 福岡都市圏の課題</p> <p>1) 県に共通する課題</p> <p>○人口減少への対応</p> <p>本県の人口については、近い将来、人口減少に転じることが予測されています。</p> <p>これにより、郊外部では空き家・空き地の増加による防犯性や市街地環境の悪化、公共交通や生活利便施設の撤退などが進み、生活環境が大きく悪化していくことが懸念されます。</p> <p>また、現況で高齢者数が多い都市の中心部においても、身近な店舗等が急速に減少するなど、日常生活に関わる様々な問題の発生が懸念されます。</p> <p>○個性を生かした都市づくりへの対応</p> <p>景観法の施行を契機として、多くの市町村が景観行政団体として景観誘導の取り組みを進めています。また、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」に関する世界遺産を目指した取り組みなど、地域の個性を生かした都市づくりを進めていくことが求められています。</p>
<p>2) 福岡都市圏特有の課題</p> <p>○アジアの交流拠点としての活気あふれる都市づくりの推進 －前略－</p>	<p>2) 福岡都市圏特有の課題</p> <p>○アジアの交流拠点としての活気あふれる都市づくりの推進 －前略－</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>九州新幹線鹿児島ルートの更なる活用促進に向けた<u>業務・商業施設が集積する天神地区や博多駅周辺地区などの機能更新を図るほか</u>、福岡空港や博多港の機能強化、九州大学学術研究都市構想の促進、各拠点施設へのアクセス道路の整備などを進め、活気あふれる都市形成を図ることが求められています。</p>	<p>九州新幹線鹿児島ルートの更なる活用促進に向けた<u>博多駅周辺地域などの整備を進めるほか</u>、福岡空港や博多港の機能強化、九州大学学術研究都市構想の促進、各拠点施設へのアクセス道路の整備などを進め、活気あふれる都市形成を図ることが求められています。</p>
<h2>2. 都市計画の目標</h2> <p>(1) 都市づくりの基本理念</p> <p>1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を<u>身近な街なかで送ることができる都市づくり</u> <u>人口減少社会や高齢社会において、必要な機能や公共交通が維持され、環境負荷が少なく多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる「持続可能な都市づくり」を進めるため、拠点と公共交通軸沿線への都市機能の集積を目指します。</u></p> <p>—中略—</p> <p>あわせて、拠点間を結び、集住や都市機能の集約を促進していく軸（以下「公共交通軸」という。）を設定し、拠点間の交流や交通需要を創出しながら、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ります。</p> <p>5) <u>多様な主体が参画するまちづくり</u> <u>多様化・複雑化する地域課題に対応しつつ、地域の特性に応じたまちの賑わいや、都市の魅力の向上等を図るために、行政が中心となつた取組みだけでは限界が生じているため、地域住民をはじめ、NPO、企</u></p>	<h2>2. 都市計画の目標</h2> <p>(1) 都市づくりの基本理念</p> <p>1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を<u>支える集約型の都市づくり</u> <u>都市部における持続可能な社会を構築する上で種々の課題に的確に対応していくために、環境負荷が少なく多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることのできる「集約型の都市づくり」への転換を目指します。</u></p> <p>—中略—</p> <p>あわせて、拠点間を結び、集住や都市機能の集約を促進していく軸（以下「公共交通軸」という。）を<u>新たに</u>設定し、拠点間の交流や交通需要を創出しながら、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保と都市機能の相互補完を図ります。</p> <p>5) <u>住民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める</u> <u>住民が支えあいながら生活できるまちづくりや、住民の主体的な参加に基づくまちづくり、民間の力を活用したまちづくりを目指します。</u></p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<u>業、大学、地域金融機関等の多様な主体が積極的に参画するまちづくりを目指します。</u>	
(図) <u>持続可能な</u> 都市づくりのイメージ	(図) <u>集約型の</u> 都市づくりのイメージ
(2) 都市づくりの目標	(2) 都市づくりの目標
本圏域においては、鉄道及びバスにより高い公共交通サービスが提供されており、サービスの維持 <u>及び利便性の向上</u> によるコア間の更なる連携強化を進めています。	本圏域においては、鉄道及びバスにより高い公共交通サービスが提供されており、サービスの維持・ <u>充実</u> によるコア間の更なる連携強化を進めています。
(3) 基本的事項	(3) 基本的事項
1) 目標年次	1) 目標年次
本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を <u>令和 17</u> 年とします。(但し、区域区分は 10 年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね 10 年以内を想定します。)	本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を <u>平成 42</u> 年とします。(但し、区域区分は 10 年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね 10 年以内を想定します。)
2) 範囲	2) 範囲
(表) <u>「那珂川市」</u> <u>11 市 8 町</u>	(表) <u>「那珂川町」</u> <u>10 市 9 町</u>
(図) ▲福岡都市圏の範囲 ・ <u>「那珂川市」</u> ・ <u>久留米市田主丸地区、城島地区を非線引き都市計画区域に着色</u>	(図) ▲福岡都市圏の範囲 ・ <u>「那珂川町」</u>
(図) ▲将来像図（福岡都市圏） <u>「那珂川市」</u>	(図) ▲将来像図（福岡都市圏） <u>「那珂川町」</u>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の有無</p> <p>本圏域の各都市計画区域の区域区分は、福岡広域都市計画区域に区域区分を定めます。その他の4都市計画区域は、区域区分を定めないとします。</p> <p>(表)</p> <p>宇美須恵都市計画区域</p> <p>—前略—</p> <p>人口集中地区（D I D）の指定がなされ、福岡市の影響により、産業等の動向は増加傾向を示しているが、地形的条件により無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。</p> <p>津屋崎都市計画区域</p> <p>—前略—</p> <p><u>一部地域で人口集中地区（D I D）の指定がなされているが、産業等の動向は横ばい傾向を示しており、今後、急激かつ無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。</u></p> <p>朝倉筑前都市計画区域</p> <p>—前略—</p> <p>一部地域で人口集中地区（D I D）の指定がなされているが、産業等の動向は横ばい傾向を示しており、今後、急激かつ無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。</p>	<p>3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</p> <p>(1) 区域区分の有無</p> <p>本圏域の各都市計画区域の区域区分は、福岡広域都市計画区域に区域区分を定めます。その他の4都市計画区域は、区域区分を定めないとします。</p> <p>(表)</p> <p>宇美須恵都市計画区域</p> <p>—前略—</p> <p>人口集中地区（D I D）の指定がなされ、福岡市の影響により、産業等の動向は増加傾向を示しているが、地形的条件により無秩序な市街化が拡大する可能性は低い。</p> <p>津屋崎都市計画区域</p> <p>—前略—</p> <p><u>また、人口集中地区（D I D）の指定はなく、市街化区域として指定すべき市街地の連担性・集積度は低い。</u></p> <p>朝倉筑前都市計画区域</p> <p>—前略—</p> <p>一部地域で人口集中地区（D I D）の指定がなされているが、産業等の動向は横ばい傾向を示しており、今後、急激かつ無秩序な市街化が拡大する可能性は低い。</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧																								
(2) 区域区分の方針																									
1) 将来におけるおおむねの人口 本圏域における区域及び市街地内の人団を次のように想定します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th colspan="2">都市計画区域内人口</th> <th colspan="2">市街地内人口</th> </tr> <tr> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡広域都市計画区域</td> <td>2,393千人</td> <td>おおむね 2,540千人</td> <td>2,272千人</td> <td>おおむね 2,419千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年の市街地内人口には、保留人口を含む。</p>		都市計画区域	都市計画区域内人口		市街地内人口		平成27年	令和7年	平成27年	令和7年	福岡広域都市計画区域	2,393千人	おおむね 2,540千人	2,272千人	おおむね 2,419千人										
都市計画区域	都市計画区域内人口		市街地内人口																						
	平成27年	令和7年	平成27年	令和7年																					
福岡広域都市計画区域	2,393千人	おおむね 2,540千人	2,272千人	おおむね 2,419千人																					
2) 将来における産業の規模 本圏域における区域ごとの産業の規模を次のように想定します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th colspan="2">生産規模</th> <th colspan="2">就業構造</th> </tr> <tr> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡広域都市計画区域</td> <td>工業出荷額 16,536億円</td> <td>18,314億円</td> <td>第1次産業 13.5千人 (1.3%)</td> <td>12.6千人 (1.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>卸売販売額 116,649億円</td> <td>139,952億円</td> <td>第2次産業 171千人 (16.9%)</td> <td>163.4千人 (16.4%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小売販売額 28,889億円</td> <td>36,152億円</td> <td>第3次産業 828.5千人 (81.8%)</td> <td>821.5千人 (82.4%)</td> </tr> </tbody> </table>		都市計画区域	生産規模		就業構造		平成27年	令和7年	平成27年	令和7年	福岡広域都市計画区域	工業出荷額 16,536億円	18,314億円	第1次産業 13.5千人 (1.3%)	12.6千人 (1.3%)		卸売販売額 116,649億円	139,952億円	第2次産業 171千人 (16.9%)	163.4千人 (16.4%)		小売販売額 28,889億円	36,152億円	第3次産業 828.5千人 (81.8%)	821.5千人 (82.4%)
都市計画区域	生産規模		就業構造																						
	平成27年	令和7年	平成27年	令和7年																					
福岡広域都市計画区域	工業出荷額 16,536億円	18,314億円	第1次産業 13.5千人 (1.3%)	12.6千人 (1.3%)																					
	卸売販売額 116,649億円	139,952億円	第2次産業 171千人 (16.9%)	163.4千人 (16.4%)																					
	小売販売額 28,889億円	36,152億円	第3次産業 828.5千人 (81.8%)	821.5千人 (82.4%)																					
3) 市街化区域のおおむねの規模 本圏域における区域ごとの人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案して、市街地の規模を次のように想定します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th colspan="2">市街地の面積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>平成27年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡広域都市計画区域</td> <td>29,043ha</td> <td>おおむね 29,337ha</td> <td>平成27DID 約 24,072ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年の市街地の面積には、保留人口フレームに相当する面積を含まない。</p>		都市計画区域	市街地の面積		備 考	平成27年	令和7年	福岡広域都市計画区域	29,043ha	おおむね 29,337ha	平成27DID 約 24,072ha														
都市計画区域	市街地の面積		備 考																						
	平成27年	令和7年																							
福岡広域都市計画区域	29,043ha	おおむね 29,337ha	平成27DID 約 24,072ha																						
4. 主要な都市計画の決定等の方針																									
1) 都市構造の形成方針																									
1) 基本方針 －前略－																									
(2) 区域区分の方針																									
1) 将来におけるおおむねの人口 本圏域における区域及び市街地内の人団を次のように想定します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th colspan="2">都市計画区域内人口</th> <th colspan="2">市街地内人口</th> </tr> <tr> <th>平成22年</th> <th>平成32年</th> <th>平成22年</th> <th>平成32年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡広域都市計画区域</td> <td>2,291千人</td> <td>おおむね 2,410千人</td> <td>2,169千人</td> <td>おおむね 2,291千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成32年の市街地内人口には、保留人口を含む。</p>		都市計画区域	都市計画区域内人口		市街地内人口		平成22年	平成32年	平成22年	平成32年	福岡広域都市計画区域	2,291千人	おおむね 2,410千人	2,169千人	おおむね 2,291千人										
都市計画区域	都市計画区域内人口		市街地内人口																						
	平成22年	平成32年	平成22年	平成32年																					
福岡広域都市計画区域	2,291千人	おおむね 2,410千人	2,169千人	おおむね 2,291千人																					
2) 将来における産業の規模 本圏域における区域ごとの産業の規模を次のように想定します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th colspan="2">生産規模</th> <th colspan="2">就業構造</th> </tr> <tr> <th>平成22年</th> <th>平成32年</th> <th>平成22年</th> <th>平成32年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡広域都市計画区域</td> <td>工業出荷額 15,251億円</td> <td>16,624億円</td> <td>第1次産業 13.7千人 (1.4%)</td> <td>10.5千人 (1.1%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>卸売販売額 138,046億円</td> <td>154,552億円</td> <td>第2次産業 157.3千人 (15.9%)</td> <td>126.6千人 (13.0%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小売販売額 29,207億円</td> <td>36,887億円</td> <td>第3次産業 815.8千人 (82.7%)</td> <td>833.7千人 (85.9%)</td> </tr> </tbody> </table>		都市計画区域	生産規模		就業構造		平成22年	平成32年	平成22年	平成32年	福岡広域都市計画区域	工業出荷額 15,251億円	16,624億円	第1次産業 13.7千人 (1.4%)	10.5千人 (1.1%)		卸売販売額 138,046億円	154,552億円	第2次産業 157.3千人 (15.9%)	126.6千人 (13.0%)		小売販売額 29,207億円	36,887億円	第3次産業 815.8千人 (82.7%)	833.7千人 (85.9%)
都市計画区域	生産規模		就業構造																						
	平成22年	平成32年	平成22年	平成32年																					
福岡広域都市計画区域	工業出荷額 15,251億円	16,624億円	第1次産業 13.7千人 (1.4%)	10.5千人 (1.1%)																					
	卸売販売額 138,046億円	154,552億円	第2次産業 157.3千人 (15.9%)	126.6千人 (13.0%)																					
	小売販売額 29,207億円	36,887億円	第3次産業 815.8千人 (82.7%)	833.7千人 (85.9%)																					
3) 市街化区域のおおむねの規模 本圏域における区域ごとの人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案して、市街地の規模を次のように想定します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市計画区域</th> <th colspan="2">市街地の面積</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>平成22年</th> <th>平成32年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡広域都市計画区域</td> <td>29,007ha</td> <td>おおむね 29,043ha</td> <td>平成22DID 約 23,996ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成32年の市街地の面積には、保留人口フレームに相当する面積を含まない。</p>		都市計画区域	市街地の面積		備 考	平成22年	平成32年	福岡広域都市計画区域	29,007ha	おおむね 29,043ha	平成22DID 約 23,996ha														
都市計画区域	市街地の面積		備 考																						
	平成22年	平成32年																							
福岡広域都市計画区域	29,007ha	おおむね 29,043ha	平成22DID 約 23,996ha																						

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧																								
<p>このため、人口減少・高齢社会の到来に対応する都市づくりにおいては、広域的な都市連携を進めるとともに、個々の都市特性に応じた都市形成が重要になります。今後は、これまでの拠点形成の考え方に入れ、各拠点を効率的に接続する公共交通軸を設定し、同軸沿線の一部にも都市機能や居住機能の誘導を行うことにより、これまでの“拠点を中心とした都市づくり”から、“拠点と公共交通軸による都市づくり”へと拡充を図り、<u>多様な世代が</u>便利な場所で暮らせる<u>質の高い</u>都市づくりを進めていきます。</p> <p>(表) <u>「那珂川市」</u></p> <p>(表 : 拠点) 「九州大学伊都キャンパス周辺 福岡市/<u>糸島市</u>」「福津市 <u>福津市複合文化センター</u>」</p> <p>(表 : 公共交通軸) 「福津市 <u>福津市複合文化センター</u> — JR福間駅」</p>	<p>このため、人口減少・高齢社会の到来に対応する都市づくりにおいては、広域的な都市連携を進めるとともに、個々の都市特性に応じた<u>集約型の</u>都市形成が重要になります。今後は、これまでの拠点形成の考え方に入れ、各拠点を効率的に接続する公共交通軸を設定し、同軸沿線の一部にも都市機能や居住機能の誘導を行うことにより、これまでの“拠点を中心とした都市づくり”から、“拠点と公共交通軸による<u>集約型の</u>都市づくり”へと拡充を図り、便利な場所で暮らせる都市づくりを進めていきます。</p> <p>(表) <u>「那珂川町」</u></p> <p>(表 : 拠点) 「九州大学伊都キャンパス周辺 福岡市」「福津市 <u>福津役所津屋崎庁舎周辺</u>」</p> <p>(表 : 公共交通軸) 「福津市 <u>福津市津屋崎庁舎周辺</u> — JR福間駅」</p>																								
<p>2) 将来における都市構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>福岡都市圏</th> <th>現況※2</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口指標</td> <td>1. 8 3</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>商業指標</td> <td>3. 3 3</td> <td>3. 3 8以上</td> </tr> <tr> <td>交通指標</td> <td>2. 1 6</td> <td>2. 2 3以上</td> </tr> </tbody> </table>	福岡都市圏	現況※2	R17	人口指標	1. 8 3	2以上	商業指標	3. 3 3	3. 3 8以上	交通指標	2. 1 6	2. 2 3以上	<p>2) 将来における都市構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>福岡都市圏</th> <th>現況※2</th> <th>H42</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口指標</td> <td>1. 7 2</td> <td>1. 7 2以上</td> </tr> <tr> <td>商業指標</td> <td>2. 8 2</td> <td>4. 2 1以上</td> </tr> <tr> <td>交通指標</td> <td>2. 1 0</td> <td>2. 1 6以上</td> </tr> </tbody> </table>	福岡都市圏	現況※2	H42	人口指標	1. 7 2	1. 7 2以上	商業指標	2. 8 2	4. 2 1以上	交通指標	2. 1 0	2. 1 6以上
福岡都市圏	現況※2	R17																							
人口指標	1. 8 3	2以上																							
商業指標	3. 3 3	3. 3 8以上																							
交通指標	2. 1 6	2. 2 3以上																							
福岡都市圏	現況※2	H42																							
人口指標	1. 7 2	1. 7 2以上																							
商業指標	2. 8 2	4. 2 1以上																							
交通指標	2. 1 0	2. 1 6以上																							

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>3) 都市機能が拠点と公共交通軸沿線に集積する都市づくりの効果</p> <p>拠点と公共交通軸を設定することにより、商業、医療、文化などをはじめとした生活サービスなどの都市機能を、公共交通が使いやすい沿線に呼び戻していきます。</p> <p>ー中略ー</p> <p>以下に、<u>都市機能が拠点と公共交通軸沿線に集積する</u>都市づくりにより期待される効果を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 居住機能及び都市機能の集約と公共交通利用促進の相乗効果 ② インフラの維持管理コストの削減等、行政コストの効果的な運用 ③ 公共交通軸も含めて大規模集客施設を立地誘導することによる<u>持続可能な</u>都市づくりの促進 ④歩いて暮らせる安全・安心・快適なスマートウェルネスシティの実現 ⑤公共投資の効果的集約による質が高く暮らしやすい空間の形成の推進 ⑥将来性のある地区の事前把握による、民間事業者の投資促進、投資効果の向上 ⑦環境負荷の低減による低炭素型都市づくりの推進 ⑧市街地集約による自然地の保全 	<p>3) 集約型都市づくりによる効果</p> <p><u>集約型都市づくりを目指し、拠点に加えて</u>公共交通軸を<u>新たに</u>設定することにより、商業、医療、文化などをはじめとした生活サービスなどの都市機能を、公共交通が使いやすい沿線に呼び戻していきます。</p> <p>ー中略ー</p> <p>以下に、<u>新たに公共交通軸を加えた集約型</u>の都市づくりにより期待される効果を示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>公共交通軸設定による</u>居住機能及び都市機能の集約と公共交通利用促進の相乗効果 ②インフラの維持管理コストの削減等、行政コストの効果的な運用 ③公共交通軸も含めて大規模集客施設を立地誘導することによる<u>集約型</u>の都市づくりの促進 ④歩いて暮らせる安全・安心・快適なスマートウェルネスシティの実現 ⑤公共投資の効果的集約による質が高く暮らしやすい空間の形成の推進 ⑥将来性のある地区の事前把握による、民間事業者の投資促進、投資効果の向上 ⑦環境負荷の低減による低炭素型都市づくりの推進 ⑧市街地集約による自然地の保全

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>4) 公共交通軸沿線まちづくりの促進</p> <p><u>高齢者や環境に優しい</u>都市づくり<u>に向けて</u>、公共交通軸の沿線に居住を誘導し、居住者が医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスを利用できるようにすることが必要です。</p>	<p>4) 公共交通軸沿線まちづくりの促進</p> <p><u>集約型の</u>都市づくり<u>を進める一つの方策として</u>、公共交通軸の沿線に居住を誘導し、居住者が医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスを利用できるようにすることが必要です。</p>
<p>6) 市町村の定める都市計画の協議の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>から県に対する協議</u>のうち、「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、<u>必要に応じて</u>本計画の見直しを検討していきます。</p>	<p>6) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>の申し出</u>のうち、<u>集約型の都市づくり等の</u>「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共<u>交通網</u>形成計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。</p>
<p>(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>－前略－</p> <p>具体的には、福岡市の都心部や各拠点を中心とする多心ネットワーク型都市構造の<u>形成</u>に向けて、メリハリのある効率的かつ効果的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p>これに当たり、圏域内の市町は、広域的連携を図りつつ、<u>都市機能が拠点と公共交通軸沿線に集積する都市づくりに向けた</u>都市計画を定める必要があります。</p> <p>○広域化する都市化圧力への対応</p>	<p>(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>－前略－</p> <p>具体的には、福岡市の都心部や各拠点を中心とする多心ネットワーク型都市構造の「<u>集約型の都市づくり</u>」の実現に向けて、メリハリのある効率的かつ効果的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p>これに当たり、圏域内の市町は、広域的連携を図りつつ、<u>「集約型都市づくり」に寄与する</u>都市計画を定める必要があります。</p> <p>○広域化する都市化圧力への対応</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>－前略－</p> <p>また、将来的な人口減少や高齢者の大幅な増加も見据え、<u>多様な世代が便利な場所で暮らせる質の高い都市づくり</u>を図る必要があり、多岐にわたる都市計画の複合的な制度運用を行っていく必要があります。</p> <p>○計画的な拠点の形成</p> <p><u>持続可能な都市づくり</u>を進めるに当たって、市街地間の網形成のみならず、都市機能の集積する拠点を計画的に育成していくことが必要です。</p>	<p>－前略－</p> <p>また、将来的な人口減少や高齢者の大幅な増加も見据え、<u>公共交通軸に沿った拠点形成による集約型の都市づくり</u>を図る必要があり、多岐にわたる都市計画の複合的な制度運用を行っていく必要があります。</p> <p>○計画的な拠点の形成</p> <p><u>集約型の都市づくり</u>を進めるに当たって、市街地間の網形成のみならず、都市機能の集積する拠点を計画的に育成していくことが必要です。</p>
<p>2) 市街地の土地利用方針</p> <p>②市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>(エ) 市街地の低密度化への対応に関する方針</p> <p><u>拠点として都市機能や居住を誘導すべき市街地においても、人口減少等を背景に、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する「都市のスポンジ化」が進行している地域においては、従来の規制的な土地利用コントロールに加えて、低未利用地の利用促進や発生の抑制等に向けた適切な対応を図ります。</u></p> <p><u>また、地形条件から居住地として利用可能性が低い地区、市街地として維持を図る必要性が低いと判断された地区においては、自然的環境への回帰もしくは公園・駐車場などの都市的ながらも低密度な土地の活用を図ります。</u></p>	<p>2) 市街地の土地利用方針</p> <p>②市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>(エ) 市街地の低密度化への対応に関する方針</p> <p>地形条件から居住地として利用可能性が低い地区、市街地として維持を図る必要性が低いと判断された地区においては、自然的環境への回帰もしくは公園・駐車場などの都市的ながらも低密度な土地の活用を図ります。</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>(キ) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>－前略－</p> <p>市街地内の樹林地や水辺と市街地を取り巻く里山などの緑は、生態系の保全、水資源のかん養など、環境保全機能の高い貴重な資源であるため、風致地区・<u>特別緑地保全地区</u>・保存樹林の指定、市民緑地制度の適用などにより緑の保全を図ります。</p>	<p>(キ) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>－前略－</p> <p>市街地内の樹林地や水辺と市街地を取り巻く里山などの緑は、生態系の保全、水資源のかん養など、環境保全機能の高い貴重な資源であるため、風致地区・<u>緑地保全地区</u>・保存樹林の指定、市民緑地制度の適用などにより緑の保全を図ります。</p>
<p>3) 市街化調整区域の土地利用方針</p> <p>人口減少・高齢社会の到来を控え、<u>持続可能な都市づくり</u>を実現するためには、市街化区域の拡大を必要最小限に抑え、将来の逆線引きの適用等も見据える必要があります。</p>	<p>3) 市街化調整区域の土地利用方針</p> <p>人口減少・高齢社会の到来を控え、<u>集約型都市</u>を実現するためには、市街化区域の拡大を必要最小限に抑え、将来の逆線引きの適用等も見据える必要があります。</p>
<p>6) 市町村の定める都市計画の協議の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>から県に対する協議</u>のうち、「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、<u>必要に応じて</u>本計画の見直しを検討していきます。</p>	<p>6) 市町村の定める都市計画の協議・<u>同意</u>の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>の申し出</u>のうち、<u>集約型の都市づくり等</u>の「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通<u>網形成</u>計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。</p>
<p>(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>①基本方針</p>	<p>(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>①基本方針</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>(ア) 交通体系の整備の方針</p> <p>ー前略ー</p> <p>骨格道路網については、高規格幹線道路と一体的に機能する国道、県道、街路網整備を推進することにより、都市間の道路網の形成と強化を図り、<u>持続可能な</u>都市づくりを支える道路網の形成を促進します。</p> <p>また、人口減少・高齢社会の到来に伴い、誰もが利用しやすい交通体系の整備や新たな運行形態導入等の生活交通確保の<u>取組</u>が必要となります。</p> <p>ー中略ー</p> <p>誰もが自由に移動することができる持続可能な交通体系の構築を図るため、高齢者・<u>障がい者</u>等が利用しやすい移動手段である公共交通サービスの支援や、コミュニティバスの運行やデマンド交通<u>など生活に身近な生活交通確保の取組みを促進します。</u></p>	<p>(ア) 交通体系の整備の方針</p> <p>ー前略ー</p> <p>骨格道路網については、高規格幹線道路と一体的に機能する国道、県道、街路網整備を推進することにより、都市間の道路網の形成と強化を図り、<u>集約型の</u>都市づくりを支える道路網の形成を促進します。</p> <p>また、人口減少・高齢社会の到来に伴い、誰もが利用しやすい交通体系の整備や新たな運行形態導入等の生活交通確保の<u>取り組み</u>が必要となります。</p> <p>ー中略ー</p> <p>誰もが自由に移動することができる持続可能な交通体系の構築を図るため、高齢者・<u>障害者</u>等が利用しやすい移動手段である公共交通サービスの支援や、コミュニティバスの運行やデマンド交通<u>といった新たな運行形態の導入など生活交通確保の取り組みを促進します。</u></p>
<p>(イ) 整備水準の目標</p> <p>将来の都市構造や土地利用を踏まえ、効果の高い都市施設の整備を推進し、広域交通体系の強化、交通手段の連携、安全で快適な交通環境の実現を<u>目指します。</u></p>	<p>(イ) 整備水準の目標</p> <p>将来の都市構造や土地利用を踏まえ、効果の高い都市施設の整備を推進し、広域交通体系の強化、交通手段の連携、安全で快適な交通環境の実現を<u>目指す。</u></p>
<p>②主要な施設の配置の方針</p> <p>(エ) 港湾・空港</p> <p>福岡市の博多港は、九州・西日本地域の経済活動などを支える国際</p>	<p>②主要な施設の配置の方針</p> <p>(エ) 港湾・空港</p> <p>福岡市の博多港は、九州・西日本地域の経済活動などを支える国</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>拠点港湾であることから、物流面で国際コンテナターミナルの整備や臨海部物流拠点の形成を図り、人流面ではクルーズ船の受入機能の強化を図るなど、港湾機能の強化に取り組むとともに、背後圏域との広域交通ネットワークの形成を促進します。</p> <p>③主要な施設の整備の目標 (ア) 道路 (表) 「福岡市 細屋久山線 博多箱崎線 国道3号線 老司片江線 老司片江線 清水上牟田線 別府香椎線 周船寺駅前線 長尾橋本線 野間屋形原線 長浜大宰府線 学園通線 博多姪浜線 鳥飼梅林線 博多駅六本松線 博多駅前線 都市高速道路3号延伸 堅粕箱崎線 原田箱崎線」 (表) 「糸島市 池田東線 北新地新田線 波多江泊線」 (表) 「那珂川市」 (表) 「二丈都市計画区域 糸島市 武吉井線」</p> <p>3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針 ②主要な施設の配置の方針 市場の立地については、周辺の土地利用や交通等との整合性を図り、適切な立地を図ります。</p> <p>4) 市町村の定める都市計画の協議の判断基準等について 都市計画に関する市町村から県に対する協議のうち、「福岡県都市計画</p>	<p>際拠点港湾であることから、物流面については、国際コンテナターミナルの整備や臨海部物流拠点の形成を図るとともに、人流面については、クルーズ船の受け入れ機能の強化や国際ターミナル機能の充実強化を港湾整備と連携して図るとともに、背後圏域との広域交通ネットワークの形成を促進します。</p> <p>③主要な施設の整備の目標 (ア) 道路 (表) 「福岡市 和白新宮線 細屋久山線 博多箱崎線 国道3号線 老司片江線 清水上牟田線 別府香椎線 西新早良線 内野脇山線 周船寺駅前線 千里太郎丸線 長尾橋本線」 (表) 「糸島市 池田東線 北新地新田線」 (表) 「那珂川町」</p> <p>3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針 ②主要な施設の配置の方針 市場の立地については、「福岡県卸売市場整備計画」に基づき、周辺の土地利用や交通等との整合性を図り、適切な立地を図ります。</p> <p>4) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について 都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>「基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、<u>必要に応じて</u>本計画の見直しを検討していきます。</p>	<p>「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通<u>網形成</u>計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。</p>
<p>(4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>広域的な交流拠点として機能強化を図るとともに、<u>持続可能な</u>都市づくりを進めていくために、都心部及び中心市街地や駅周辺地区等の拠点性を高める市街地整備を重点的に進めることが必要であり、併せて、密集市街地などの既成市街地の再生や有効利用等に向けた施策運用も必要です。一方、新市街地においては、地域の実情に応じた土地利用を見据えた都市基盤の整備が必要です。</p> <p>人口減少・高齢社会の進行等に伴う都市化圧力の沈静化が進む今後は、集約化された質の高い都市サービスを享受できる市街地形成を目指し、既成市街地内における事業の適用を地域の実情に応じて進めていく必要がありますが、一方で、中心市街地においては<u>空き店舗</u>や空き地等の低未利用地が<u>小さな敷地単位で散発的に発生する「都市のスponジ化」の現象が見受けられます</u>。このような中心市街地の再生を図るために、<u>相互に入り組んだ少数の敷地の整除を図る「敷地整序型土地区画整理事業」</u>など多様で柔軟な市街地整備手法の適用も検討していきます。</p>	<p>(4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>広域的な交流拠点として機能強化を図るとともに、<u>集約型の</u>都市づくりを進めていくために、都心部及び中心市街地や駅周辺地区等の拠点性を高める市街地整備を重点的に進めることが必要であり、併せて、密集市街地などの既成市街地の再生や有効利用等に向けた施策運用も必要です。一方、新市街地においては、地域の実情に応じた土地利用を見据えた都市基盤の整備が必要です。</p> <p>人口減少・高齢社会の進行等に伴う都市化圧力の沈静化が進む今後は、集約化された質の高い都市サービスを享受できる市街地形成を目指し、既成市街地内における事業の適用を地域の実情に応じて進めていく必要がありますが、一方で、中心市街地においては<u>青空駐車場</u>や空き地等の低未利用地が<u>ごま塩状に点在するなど、市街地の空洞化を招いています</u>。このような中心市街地の再生を図るため、<u>市街地を一体的に集約整除する「敷地整序型土地区画整理事業」</u>など多様で柔軟な市街地整備手法の適用も検討していきます。</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p>3) 市町村の定める都市計画の協議の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>から県に対する協議</u>のうち、「福岡県都市計画基本方針」(平成27年10月)の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、<u>必要に応じて</u>本計画の見直しを検討していきます。</p>	<p>3) 市町村の定める都市計画の協議・<u>同意</u>の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>の申し出</u>のうち、<u>集約型の都市づくり等</u>の「福岡県都市計画基本方針」(平成27年10月)の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通<u>網形成</u>計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。</p>
<p>(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>都市公園などの施設緑地や風致地区、<u>特別緑地保全地区</u>、生産緑地地区などの地域性緑地を都市計画に位置づけ、その整備または保全を促進します。</p> <p>①公園緑地などの整備目標及び配置方針</p> <p>(イ) 都市基幹公園</p> <p>－前略－</p> <p>特に、県営大濠公園と舞鶴公園については、両公園の一体的な活用を<u>目指す</u>セントラルパーク構想の実現を図ります。</p>	<p>(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>3) 実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>都市公園などの施設緑地や風致地区、<u>緑地保全地区</u>、生産緑地地区などの地域性緑地を都市計画に位置づけ、その整備または保全を促進します。</p> <p>①公園緑地などの整備目標及び配置方針</p> <p>(イ) 都市基幹公園</p> <p>－前略－</p> <p>特に、県営大濠公園と舞鶴公園については、両公園の一体的な活用を<u>図る</u>セントラルパーク構想の実現<u>に向けた整備の促進</u>を図ります。</p>
<p>②その他緑地の指定目標及び指定方針</p> <p>(ア) <u>特別緑地保全地区等</u></p> <p>動植物の生息地または生育地として保存するものについて、<u>特別緑</u></p>	<p>②その他緑地の指定目標及び指定方針</p> <p>(ア) <u>緑地保全地区等</u></p> <p>動植物の生息地または生育地として保存するものについて、<u>緑地</u></p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p><u>地保全地区等</u>を指定し、適正な保全を図ります。今後も引き続き緑のネットワーク形成を図るため、保全の緊急性の高いものから指定を図ります。</p> <p>(イ) 風致地区 <u>良好な自然環境を守り、</u>都市の風致を維持するため、適切な風致地区の指定を図ります。</p> <p>(ウ) その他 農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内<u>において、</u>生産緑地地区<u>等の</u>指定を促進します。</p>	<p><u>保全地区等</u>を指定し、適正な保全を図ります。今後も引き続き緑のネットワーク形成を図るため、保全の緊急性の高いものから指定を図ります。</p> <p>(イ) 風致地区 <u>樹林地等を保全し、</u>都市の風致を維持するため、適切な風致地区の指定を図ります。</p> <p>(ウ) その他 農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内<u>の農地を</u>生産緑地地区<u>として</u>指定を促進します。</p>
<p>5) 市町村の定める都市計画の協議の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>から県に対する協議</u>のうち、「福岡県都市計画基本方針」(平成27年10月)の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスターplan及び立地適正化計画、緑の基本計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、<u>必要に応じて</u>本計画の見直しを検討していきます。</p>	<p>5) 市町村の定める都市計画の協議・<u>同意</u>の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村<u>の申し出</u>のうち、「福岡県都市計画基本方針」(平成27年10月)の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスターplan及び立地適正化計画、緑の基本計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。</p>
<p>参考附図1 主要な都市計画の決定の方針図 「<u>那珂川市</u>」</p>	<p>参考附図1 主要な都市計画の決定の方針図 「<u>那珂川町</u>」</p>

福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新旧対照表）

新	旧
<p><u>※時点修正</u></p> <p>参考附図2 都市構造の形成方針図 「<u>那珂川市</u>」 <u>※時点修正</u></p>	<p>参考附図2 都市構造の形成方針図 「<u>那珂川町</u>」</p>